

# 令和6年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和7年2月7日（金）

午後2時から午後4時まで

開催場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

「令和6年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会：定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、農政部副部長の千葉より挨拶を申し上げます。

千葉副部長：お世話様でございます。県農政部の千葉でございます。委員の皆様方におかれましては、何かと御多用のところ、また、本日は天候の悪い中、令和6年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本県の農村振興に対しまして、御指導と御助言を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

皆様御案内のとおり、農山漁村地域を取り巻く現状につきましては、高齢化や人口減少の急速な進行等に伴いまして、農業生産基盤の脆弱化、あるいは集落機能の低下というのが一層懸念されているところでございます。また、近年、国際情勢の変化などによりまして、生産資材の価格高騰のほか、自然災害、特定家畜伝染病の頻発化、野生鳥獣被害の深刻化など、様々な課題が山積しているところでございます。

このような中、本県におきましては、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中で方針の1つである「ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築」この実現に向けまして、例えば野生鳥獣被害防止対策の強化、あるいは関係人口や多様な地域資源等を活用した農山漁村の活性化などの施策を推進しているところでございます。

本検討委員会の議事となっております国の多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、みやぎの地域資源保全活用支援事業、この三つの事業につきましても、農山漁村地域を取り巻く環境が厳しさを増す中で、活力ある農村社会の実現に向けての重要な施策であると認識しておりまして、様々な対策を講じているところでございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見・御助言をいただければ幸いです。私もといたしましても、いただいた御意見・御助言等をしっかりと受け止めながら、今後の実効性ある農村振興施策につなげてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会：なお、千葉副部長におかれましては、業務の都合上、ここで退席となりますので御了承願います。

千葉副部長：すいません。よろしく願いいたします。

司会：はじめに、本日御出席していただいております皆様の御紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきますが、遠藤委員、平田委員及び3名の専門委員が本日欠席となっております。上野専門委員は出席の予定でしたけれども「この雪の状況で行けなくなった」ということで御連絡がございましたのでお伝えさせていただきます。

また、本日使用する資料につきましては、お手元の「当日配布資料一覧」のとおりでございます。不足などがございましたら、説明の際にでも結構ですのでお申し出願います。

続きまして、定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっておりますが、本日は委員6名の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としており、本日の議事録は後日公表となりますので御承知願います。議事録作成のため、本日の会議はICレコーダーにより録音させていただきますので、御発言の際にはお名前をおっしゃっていただき、事務局が持ち回るマイクを御使用願います。

それでは、開会にあたり、伊藤委員長に御挨拶をいただきたいと思っております。伊藤委員長、お願いいたします。

伊藤委員長：皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました伊藤です。委員の皆様にはお忙しいところ、令和6年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきありがとうございます。昨日からの雪で、既に雪かきで体力使い果たしているかもしれませんが、これから2時間の間、是非御協力いただければと思っております。

本日は令和6年度第3回検討委員会ということで、各事業の今年度の実績と来年度の実施計画を踏まえながら、各事業の課題等について議論していきたいと考えております。

最後になりますが、本日御出席いただいております委員の皆様から、忌憚のない御意見、建設的な御助言等をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興のますますの発展に寄与する実り多いものとなりますように祈念いたしまして、簡単ですが私からの挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

司会：それでは、これより議題に入っております。農村振興施策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっておりますので、ここからの進行は伊藤委員長にお願いしたいと思います。伊藤委員長、よろしくをお願いいたします。

伊藤委員長：それではこれより議長を務めさせていただきます。皆様、円滑な運営に御協力をお願いいたします。

最初は、議事の(1)になります。本委員会では運営要領第2条に規定されている事業・制度等について、実施状況の点検や計画的かつ効果的な運営、事業の推進に関する検討を行うこととしております。

本日は、本規定に基づき、三つの事業について今年度の実績見込み、来年度の計画、事業の課題等について、事務局から報告をいただいた後に、皆さんから忌憚のない御意見や御助言を頂戴できればと思っております。

それでは、議事3の「(1) 多面的機能支払交付金事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

井上技術主幹：交流推進班の井上と申します。よろしく願いいたします。それでは座って説明をさせていただきます。

資料の右肩に資料1と記載あるものを御覧ください。まず1ページ目を御覧ください。令和6年度の実績についてということで現時点での見込みの数値が入っております。最終的な実績の数値については、来年度の第1回検討委員会において詳細に説明させていただきますので、今回は簡単に御説明いたします。

令和6年度は、対象となる市町村が33、組織数が956組織、認定面積としましては74,203ha、農振農用地のカバー率が63.7%となります。これはですね、県内の農振農用地の3分の2でこの取組が行われていることとなります。増減としまして33組織の減。認定面積も1,422haの減となっております。同様に(2)の交付額についても全体で2,785,000千円程度となっております、約13,800千円の減となります。

それでは資料の2ページを御覧ください。こちらは活動実績になります。(ア)の部分で農村の地域資源の保全管理面積の維持に向けた取組としまして、活動組織の継続に向けた事務受託等について土地改良区との意見交換や、土地改良区と多面的機能支払活動組織の連携を図ることを目的とした研修会を開催いたしました。

3ページを御覧ください。昨年度に引き続きまして、自動草刈り機実演研修会を開催いたしました。事故防止等の安全管理の啓発や、活動組織の高齢化、参加者の減少対策のための省力化を目的としまして、斜面用草刈り機のデモンストレーションを含めた研修会を実施しております。今年度は地域から開催要望のありました石巻市と柴田町の2箇所、開催市町村周辺の組織を対象としましてメーカー5社の協力を得て現地で自動草刈り機の実演を行いました。この研修会をきっかけに新たに自動草刈り機を導入した組織も出てきておりまして、少しずつではありますが取組の効果に繋がってきております。

5ページはこれまでの多面事業の推移を現したグラフになっておりまして、6ページの方ですね、こちらの表は市町村毎の取組状況の一覧を添付しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは7ページからが令和7年度の計画となります。令和7年度の計画といたしましては、市町村数が32、組織数が9組織増の965組織、面積が759ha増の74,962haとなっております。また、令和7年度の制度改正によりまして、環境保全型農業直接支払交付金から、長期中干しや冬期湛水などの環境負荷低減に係る取組が本交付金、多面的機能支払交付金事業の方に移行することとなっております。こちらは後ほど御説明させていただきます。

次に活動計画です。こちらは、令和6年度とほぼ同じ内容となりますが、今年度に引き続きまして活動組織との連携により、土地改良区における維持管理の継続や管理費の負担軽減など、メリットを説明した上で、連携や事務受託を推進して活動組織の継続に繋がっていきたいと考えております。

それでは、続きまして9ページを御覧ください。先ほども少し御説明をいたしました、令和7年度の制度改正によりまして、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきまし

た環境負荷低減に係る取組については、令和7年度から多面的機能支払で支援することになっております。地域でまとまりをもって取り組むことで、効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組としまして、長期中干しや冬期湛水等の取組が多面的機能支払へ移行することとなります。制度改正に伴います実施要領・要綱はこれから策定されるために、概要につきましては次回の委員会で改めて御説明させていただきたいと思っております。

10ページと11ページの方には、国の概算決定資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは続いて12ページの方を御覧ください。本年度の取組としまして、多面的機能支払活動組織と土地改良区との緩い繋がり構築について御説明いたします。まずは現状と課題です。現状と課題としましては、農業者の高齢化と農村地域の人口減少、活動組織構成員の高齢化や、土地持ち非農家の増加による集落機能の低下等がございます。また同様に、役員のなり手不足から活動継続ができずに活動を断念してしまう組織が増加しております。一方、土地改良区におきましては、組合員数の減少や、これまで営農とともに賦役により行われていた農業水利施設等の地先管理の持続性に支障が生じまして、管理体制の脆弱化を招く恐れがございます。そこで土地改良区への事務委託による緩い繋がり構築が必要と考えられます。多面的機能支払交付金は、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮はもとより、地域の農業や地域コミュニティを継続していくためにも欠かせない取組です。可能な限り広い地域で活動を継続してもらうことが重要です。土地改良区におきましても、農業水利施設の維持の継続や、管理費の負担軽減等、多面的活動組織と連携することで相互利益に繋がる可能性を持っております。これらにより、土地改良区が多面的機能支払活動組織の事務受託をすることでより繋がりを構築しまして、今後の土地改良区の運営基盤の強化または多面的機能支払活動組織の活動継続へ繋げていきたいと考えております。

土地改良区への事務受託の状況についてですが、事務委託をしている組織は67組織、事務を受託している改良区は16土地改良区となっております。

次ですね、13ページの方を御覧ください。事務受託へ向けた取組としまして、土地改良区へ訪問を行い、意見交換を実施いたしました。30土地改良区と意見交換をした中で、二つの土地改良区においては「受託の意向がある」ということを確認することができました。意見交換の中で事務受託に前向きな意見としましては、「数年前に事務受託に向けた会議を開催したが、当時は希望する組織はわずかであり、虫食い状態での受託は困難との判断から進めなかった。その後6年が経過して状況が変わってきており、今は虫食い状態でも良いので試験的にやってみようと考えている」等がございました。現時点で「取り組む意向が無いですよ」という意見としましては、「現状では活動組織は事務処理に困っていない。土地改良区への相談も無いため、現時点では事務受託は考えていない。ただ今後は事務を受けなくてはならないという意識は持っている。10年先は恐らく土地改良区で事務受託しているであろう」「現在の体制では人的に受託は難しい」というような意見がございました。

また、意見交換の他に土地改良区と活動組織の関係性の構築を図ることを目的としまし

た土地改良区役職員等を対象とした研修会を開催いたしました。すでに事務受託を行っている3土地改良区の理事長さん及び事務担当者の方々によりまして、事務受託に至る経緯やその効果等についてパネルディスカッションを行いました。今後の予定としましては、事務受託におけるマニュアルの作成及び事務受託を推進することによる広域化への連携等を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございました。説明内容等について皆さんから御質問・御確認いただきたいこと、御意見などありましたら挙手の上、御発言お願いします。発言する際には事務局からマイクをお持ちしますので少しお待ちください。いかがでしょうか。では、庄子委員をお願いします。

庄子委員：庄子でございます。丁寧な御説明ありがとうございました。順番にいくつか質問をさせていただきます。

まず、1ページの令和6年度の実績についてですが、組織数が33減少したとのことでした。その主な減少理由について教えていただければと思います。

次に、3ページの自動草刈り機の実演研修会についてです。御説明を伺い、非常に好評だったと感じました。今回、会場の都合上、抽選による開催となったとのことですが、来年度は開催回数を増やす予定があるのかをお聞かせください。また、石巻市と柴田町で実施されたとのことですが、その会場を選定した理由も教えていただければと思います。

続いて、7ページの令和7年度の計画についてです。9組織増加する見込みとのことですが、令和6年度に33組織減少した中で、来年度は9組織増えるとのことですが、これは、「環境保全型農業直接支払交付金」からの移行によるものなのか、詳細を教えてください。

最後に、13ページの土地改良区との意見交換についてです。土地改良区の考えについてはよく理解できましたが、一方で活動組織の意識についてもお伺いしたいです。そもそも活動組織側は事務委託を希望しているのか、その点についてお聞かせください。

井上技術主幹：はい。まず御質問の1番目の33組織減少となった理由でございますが、こちらは、まず高齢化により活動の人数が集まらない。基本、共同活動として皆様一緒に草刈りや水路の泥上げなんかをやるんですけども、結局皆さん体がきかないということで、高齢化して人が集まらずに活動するのが難しいという理由と、あとは次の役員さんが見つからないということで、役員さんも高齢化しておりまして、書類作成等がちょっと辛いので、次の代にバトンタッチしたいけど、次の方が見つからないということで断念してしまっただけです。大きな理由はこの二つがほとんどとなっております。

草刈りの研修会についてですが、こちらは会場の都合上、どうしても田んぼの中等で実施する必要がございます。車を止める関係上、招待する組織の数を制限して実施させていただいたというところがございます。来年度は開催の予定は今のところ計画は立ててお

りませんでした。石巻市と柴田町の選定理由ですが、石巻市は昨年度実施した事例を聞きまして、「当管内でやっていただけないか」という申し入れがあったので石巻市で開催させていただきました。柴田町に関しましても、「今後活動を継続していく上でそういう草刈りの導入なども検討していただきたいんです」という御意見等がございましたので、「ちょっと開催して物を見ていただきましょう」ということで、柴田町さんの方で開催したというところでございます。

あと7ページ、9組織増えるということだったのですが、こちらは移行してくる組織の数ではなくて、令和7年度に純粹に多面的機能支払の活動を実施したいということで増えるであろうと想定されている組織数になっております。環境保全型の方から移行してくる組織数の方は、まだちょっとはつきりはしてはいないんですけれども、令和6年度の実施している活動の数としましては、長期中干しが3件と、冬期湛水が26件活動をしておりまして、その組織がそのまま令和7年度に移行してくるかどうかは、まだ未確定なところでございます。

あと、最後の御質問ですが、13ページの土地改良区との意見交換で、活動組織の方はどのくらい事務委託したいと思っているのかですが、意見交換の中では、土地改良区によりけりだったんですけれども、「地元はまだ出来るということで、事務委託が必要だと考えていないようだ」という意見と『事務委託したい』という相談は受けているんです」というところがありまして、割合までは分からないんですけれども、意見が分かれています。

伊藤委員長：小野寺課長から補足をお願いいたします。

小野寺課長：質問ありがとうございます。組織なんですけれども、どうしても国に予算要望していく段階で、結構早い段階で市町村から要望を上げてもらいます。当然市町村も継続してもらえるものと考えておるんですけど、4月になって蓋を開けてみたら「やっぱりやらない」という話になっちゃいまして、私たちとしてもショックな出来事ですけども、こういった形になっています。米どころの栗原市と登米市で7組織ぐらいつつありまして、私達も「これはちょっと大きいな」という課題認識を持っていまして、主要な土地改良区を訪問して歩いたというのが実態です。

最後の方の話になるのですが、農業はただで出来ているわけではなくて、水を掛けるために色々な施設を作ったり、その維持管理だったり、そういったものにお金が掛かります。そのため、ほとんどの方が土地改良区の組合員になっているという形です。それで土地改良区のスタンスは、賦課金をもらった中から給料も出ているので、農家の方からすれば「俺たちの賦課金で生活しているんだから」みたいな、ちょっと何でもお願いしちゃうような感じになっています。多面的機能支払は集落の取組としてやられていて、土地改良区は、あくまで農業水利設備で水を配ったり、あとは雨が降った場合に排水する仕事をしているので、少し意味合いは違うのですが、農家の方々も本当は分かっているんですけど、困ったことを何でも相談してしまうところがありまして、改良区の方がちょっと距離感を持っていた感があります。でも、土地改良区の組合員というのは、土地改良法で「耕作者」

というふうに決まっています。やはり高齢化してきて組合員数が減ってきて、今まで当たり前に行われていた草刈りや土砂上げが、実は「あれ？思ったように綺麗になってないぞ」とか、そういったことが見えるようになってきたという状況です。

あと、33組織減った時に「もしかして集落機能って無くなったのかな」と思って現地に行ってみると、実際そういうことではなくて、さっき井上が話したとおり、まず役員のなり手不足が大きいんです。高齢化して活動が継続できないというのは、私たちとしても凄い大問題でもありますので、「活動継続してもらえるためのお手伝いって何が出来るんだろう」と考えた時に、あくまで単純に事務のお手伝いだけをしてあげるということであれば、その集落で行われていた機能というか活動は、会計と別けて従来どおり継続出来るんじゃないかということで、数年前にも土地改良区に行っていたのですが、その時はまだ「関係ないね」みたいな雰囲気だったのですが、今は当たり前のように行われていた草刈りなどが段々危うくなってきて、土地改良区としても危機感を持ち始めて、私達の話聞いてもらえる状況になったと思っています。

草刈り機実演研修は、資料にある5社は皆さん無償でやっているんです。私たちは「ライバル同士で喧嘩になるのかな」なんて思っていたんですが、農機具メーカーとしても一堂に他の機械を見られる機会が実は無いので、「良い機会だな」と言ってもらって、去年は気仙沼市と加美町、今年は石巻市と柴田町でやっているということでございます。

伊藤委員長：よろしいでしょうか。それでは続いて江畑委員をお願いします。

江畑副委員長：農業振興公社の江畑でございます。関連する話で恐縮ですが、3ページの草刈り機械の実演会の関係で、前回の現地視察の際にも草刈りが結構話題になりました。今どうしても高齢化して色々な行事に参加する人数が少なくなっている中で、「春と秋の草刈りは必須でやっています」と、自分の農地の周りは自分たちでやってそれ以外はみんなでやるけれども、「天気が良いと草が伸びるので2回で済みません」という話でした。参加者が少なくて活動する回数が増えて負荷が増えれば、草刈りが厳しいという状況では、この草刈り機械が重要になってくるのですが、条件の良い所はトラクターのアタッチメントでやる。傾斜のきつい所はリモコン式の比較的大型の草刈り機械も使う。更に条件が悪ければ小型の草刈り機械も使うということで色々組み合わせればやれるけど、それでも条件の悪い所や障害物がある所は背負ってやらなくちゃいけないという中で、その労力を少しでも減らそうということで、前回の伊藤委員長からも話があったのがカバープランツです。これまでも色々畦畔で試したことはあるかと思いますが、なかなか普及しない状況なので、もう1度この辺に取り組みないかと思っています。機械で出来るところはいいんですが、皆さん出来ないところで困っているので、カバープランツについては色々な知見があって、種類もいくつかあると思うので、そういった取組を950いくつかある組織に1種類ずつでも取り組んでもらえば、1年で色々なデータが出てくるので、例えばその中で1番良いものをお勧めするとか、そういった取組が出来ないかと思いました。やる・やらないは組織の事情もあるかと思いますが、カバープランツの情報提供も積極的にやられて、

取り組むかどうかは現場の判断ということもあるのではないかなと思いました。以上です。  
伊藤委員長：はい。いかがでしょうか。

小野寺課長：ありがとうございます。来年の事業の中で考えていきたいなと思ったんですが、なかなか個別の組織や市町村にお願いするのは難しいところもありますので、土地改良区が事務を引き受けてくれているようなところに相談しながら、検討していきたいと思っております。

伊藤委員長：よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。江畑委員のカバープランツの話は、前回私からも少し話をさせていただいたのですが、効果があるのかどうか非常に難しい状況になっています。ただ、色々な所で実証が始まっているし、温暖化の関係で、宮城県はかつて寒冷地型のカバープランツを採用していましたが、現在は温暖地型が合うのではないかという研究も始まっています。それは後々試験研究の結果を共有して考えていただければ良いと思うのですが、やはり現地に行くと、落差が3メートルぐらいある法面のような所では、傾斜を考えると除草機では無理。そういった所に後からカバープランツを導入しようとする、それなりの経費が掛かかります。一番良いのは、ほ場整備に合わせて、事業実施主体がカバープランツや水田センサーなど省力化の新しい技術を最初から組み込んで進めることだと思います。それは将来的な話なので、まずは色々な試験研究成果などを皆さんで共有して検討していただければと思います。

皆さんから他にいかがでしょうか。それでは私から、3ページに農政局の抽出検査とありますが、何かしら指摘事項はありましたか。

井上技術主幹：大きな指摘事項はございませんでした。ただ資料の作り方で「ここはこういう作り方をすると良いよ」というアドバイスのことはいただいております。

伊藤委員長：ありがとうございます。井上技術主幹からあった書類作りですが、省庁によって事業をする時の書類の量は違って、農林水産省は無茶苦茶多い省庁の一つだと私は感じています。その一方で、ここ数年はDXでデジタル対応しましょうと言いながら、なかなか普及していないと思うのですが、役員のなり手がいないというのも、「あの書類作りをやらなきゃいけないのか」と考えて、なかなか手を挙げないという部分があるのかなと思っていて、DXでいうと、例えばパソコン上で令和7年度計画を申請する時に、令和6年度で提出した書類が全部画面上に出てきて、その一部だけ直して書類を提出できる。そういう仕組みになっていれば楽だと思うのですが、現実にはそうならないんですか。

井上技術主幹：数年前に国の方で「やっぱり作るのが大変だから」ということで、エクセルをベースにしたデータを全組織に役場を通してお配りはしているのですが、それでも「パソコンをやっぱり使うのがちょっと苦手だ」ということで、「シートの1ページ目に入力すれば他の様式にもデータが入りますよ」というシステムにはなっていないものの、やっぱ

り苦手感があるのだと思います。バリバリやっている組織は平気なんですけれども、やっぱり苦手感のあるところは「ちょっとなあ」という感じでございます。

伊藤委員長：分かりました。そういうことを上手くやっている例が、島根県の安来市のえーひだカンパニー株式会社です。えーひだカンパニーには地元の住民、農家の人もいるし、兼業制度を導入している安来市の職員が役員になってさまざまな活動をしています。その中に多面的機能支払や中山間直払の書類作成も受託しています。今後は土地改良区も必要だけど、そういった農村RMO的な組織で引き受けてくれるところがあれば、事務作業を一括してやってくれると地元の組織としては負担軽減になるし、そういった先駆的な取組が宮城の中でも出てくると良いと思っています。

小野寺課長：ありがとうございます。私共としては、必ず土地改良区でなければならぬというふうには全然思っていないで、法人でも引き受けてもらえるところがあればそれで良いと思っています。後から出てきますが、中山間直払も継続が課題です。高齢化も1番大きいんですけど、やっぱり事務作業的なもの、金銭出納的なところは、ある程度は簡略化されているものの、どうしても記帳する必要があるとあって、そういうところが負担軽減になれば良いと思っています。国の言い分は「人が居なくなっているんだから、市町で組織を一つにしてください」なんですけど、いっぱい集落がある中で、一緒になるというのは現実的じゃなくて、我々が考えているのは、事務を一元化することによる広域化です。「各々自由にやってください」という形にしたいという思いがあり、「事務だけを引き受けてもらえれば」と思っていたのはそのためです。

7年度の概算要求をした時には、「改良区に全部頼みます」という方向で農水省は考えていたようなんですが、全都道府県に説明した結果、凄く反対されたんだと思います。そこは無くなったので。なので、従来どおり進めていけるんですが、事務が課題であることに変わらないので、そこは負担軽減を図りながら、どうやって地域の方々を応援してあげられるか考え続けていかなきゃいけないと思っています。

伊藤委員長：ありがとうございます。今、課長がおっしゃったとおりで、事務を一元化しても活動はそれぞれのコミュニティや集落でやるもの、そこを充実させることが大切だと思います。

皆さんから他にいかがでしょうか。また後で一括して質問受け付けますので、先に進みます。それでは続きまして議事の「(2) 中山間地域等直接支払交付金事業」について、こちらについて事務局から説明をお願いいたします。

氏家班長：中山間振興班の氏家と申します。よろしく申し上げます。それでは座って説明させていただきます。

お手元にお配りしました資料の右肩に資料の2と書いているものを使用します。まず開いていただきまして、1番としまして令和6年度の実績見込みということで、こちらの中

山間直接支払交付金の方も実績が出るのは令和7年度の施策検討委員会になるかと思いません。一つ目としまして、取組面積ですけれども、令和7年2月時点で、令和6年度実績見込みとして、市町村数が13市町村、協定数が216協定、取組面積が2,242haということで、増減が市町村・協定数は変更がなく、取組面積が8haの増という形になってございます。主な増減の理由といたしまして、既存協定の面積増が、白石市が5ha、丸森町が4ha、気仙沼市が2haの増、既存協定の面積減として、角田市が3haの減という形になっております。市町村別の実績につきましては、2ページに記載しております表の1のとおりとなっておりますので御覧いただければと思います。

続きまして(2)交付額の表なんですけれども、上段のかぎっこは要望額となっております、令和6年度の実績見込みとして339,528千円、増減が3,402千円の増という形になっております。こちらの方の主な増減理由でございますけれども、先ほど申しました取組面積の面積増という部分と、棚田地域振興活動加算の新規取組ということで、栗原市の蓬田地区の方で新たな取組が始まったことによる増という形になります。

(3)活動実績になります。①担当者会議や支援研修会の実施としまして、市町村の担当者会議を令和6年の6月7日に市町村の担当者及び県の地方振興事務所担当者を対象といたしまして事業の方の説明や注意事項等についての説明を行っております、参加者が29名となっております。また、協定活動の支援研修会ということで、先日なんですけれども、令和7年の2月3日と4日の2日間で、こちらの方が大河原と栗原の方で開催しております。基調講演ということで、「中山間地振興地域での取組などの紹介」という形と、情報提供等の研修会を対面・webの併用形式により開催をしております、全体で参加者が約200名という形になってございます。

②としまして、使途及び支援体制の強化ということで、抽出検査ということで令和6年の9月から7年の3月までの間に実施する形になっております。実施要領の運用に基づきまして、各協定組織で適切な活動の方が行われているかどうかを検査するものでございます。対策期間中に全協定を検査するものとなっております、市町村からの要望に応じまして県の地方振興事務所の担当者も同席して指導の方を支援してございます。

2ページは、先ほども申しました直接支払交付金の交付額の一覧表と1期対策から5期対策までの実績という形になっているので、御覧いただければというふうに思います。

3ページ目、2番として令和7年度計画になります。(1)としまして取組面積ですけれども、上段の方が6年度要望額なんですけれども、令和7年度の要望額にしましては現在調査中という形になってございます。全体的な傾向といたしまして、ほぼ令和6年度と同等、もしくは若干の微減という形になるような方向性というふうに認識してございます。

主な変更内容ですけれども、新規集落協定の追加ということで岩沼市の方で取組が新規で追加される形になります。合わせまして取組市町村が14市町村という形になってございます。

(2)としまして、令和7年度の事業計画についてということで、①として担当者会議支援研修会の実施ということで活動組織の支援研修会を今年度開催したものに引き続きまして協定役員の多くが参加できるように、より制度の理解向上と継続維持意欲の醸成を図

るために研修会を開催しますという形になります。また、市町村の担当者会議の開催ということで、国からの制度改正点の伝達及び適正な事務処理についての説明を行いたいと考えております。

②として、指導及び支援体制の強化ということで、先ほど6年度の実績で申しましたけれども、抽出検査という形で行いたいというふうに考えております。

③としまして、事業の評価と推進課題の検討ということで、宮城県農村振興施策検討委員会の開催となっています。

④として、実施状況の公表ということで、令和6年度の中山間地域等直接支払の実施状況として、交付金の交付状況や活動の実施状況などについて、県政情報センター及び県のホームページにおいて公表を予定してございます。

4ページになりますけれども、こちらは中山間地域等直接支払交付金の国の概算要求の資料となっております。赤字で囲っている部分が令和6年度、第5期対策からの変更点になります。左側の中段あたりに書いておりますけれども、農業生産活動等を継続するための活動のみを行う場合は交付単価の8割、これに加えてネットワーク化活動計画の作成を行う場合は交付単価の10割交付という形になっております。これ第5期対策では、集落戦略の作成が10割単価の交付の要件だったものが、ネットワーク化活動計画の作成という形に変わっております。右側の方ですけれども、下段の方にいきましてネットワーク化加算ということでこちらの加算が新たに追加になっております。それからスマート農業加算という形で追加になっている二つの加算の方が新たな追加という形になっております。ネットワーク加算の方は、昨年度まで第5期対策までであった集落機能強化加算の経過措置も含まれる形になっております。

続きまして5ページを御覧いただければと思います。第6期対策に向けた交付金の現状と課題についてということで、(1)全国的な課題・方向性です。集落機能の構成員の高齢化が進みまして、協働活動の体制が脆弱化してきております。それから、廃止協定の9割は10ha未満の小規模協定であり、廃止の主な理由は、高齢化による人材不足によるものというふうになってございます。協定廃止となれば、農地の荒廃化が進行する恐れがあるため、将来に向けて協働活動が継続できる体制づくりが必要ですというふうになってございます。6期対策の方では協定の統合(広域化)という形で、協定の組織の面積を大きくするというようなものに加えまして、ネットワーク化ということで様々な組織との連携を促進している形で制度改革が成される見込みとなっております。

(2)としまして、本県の現状と課題ということで御説明させていただきたいと思えます。令和6年7月に交付金実施13市町村へヒアリングを行ってございます。そちらの方からの抜粋という形になります。「構成員の高齢化によりまして継続は困難である」といったような意見とか、「あと5年間継続できる自信がない」といったような考えを持たれている協定が数組織ございました。それから、次期対策は継続予定でも構成員の減少等により維持管理が追いつかない農用地は対象から外さざるを得ず、「規模縮小傾向の協定や第7期対策、令和12年度からの方は難しいだろう」というふうに考える協定の方が非常に多くありました。協定の広域化・統合については、「距離が離れていて物理的に困難である」と

いったような意見や、「距離が近くても運営方針が違うことから、実現することは難しいのではないか」といったような意見も見られました。構成員が多い協定におきましても、「協働活動に参加するのは、いつも固定の人数」「事務を行う人が1人だけ」という負担が一部に偏っているようなケースも散見されるというような意見がございました。それから農村RMOについては、「地域からの要望が無い」「中心となってまとめていただけるような人が居ない」といったような状況にありまして、取組を検討する市町村の方はあまり多くないというような状況でございました。

続きまして（3）本県の第6期対策の方針でございますけれども、中山間地域において統合等を実現するのは可能ではないものの、研修会の開催や関係機関の支援等により可能などところから体制づくりの強化を目指していきたいというふうに考えております。それから耕作者の意向や地域の状況などについて市町村とも情報の共有を図りまして、協定自体に負担が掛からないような支援を行っていきたいというふうに考えてございます。参考といたしまして、継続に向けた支援、農村型地域運営組織（農村RMO）に関する理解醸成促進業務ということで、集落協定等の農地保全に取り組む組織などを対象といたしまして、農村RMOについての理解の醸成を図ることを目的といたしまして、農村RMOの形成に興味を示した協定のあった仙南地域において実施させていただいております。①としまして、農村RMOの改良や、農村RMOの考え方を取り入れた地域づくりなどについての研修会の方を1月27日に開催してございます。30名が参加しているという状況となっております。②としまして、上記研修会に参加した協定のうちですね、特に農村RMOの形成に高い関心を持つ1組織以上を対象とした農村RMOについての更なる理解の調整を図りまして、取組への意欲向上に繋がる支援を実施する予定となっております。

中山間地域等直接支払交付金の説明は以上でございます。

伊藤委員長：説明ありがとうございました。今の説明に対して皆さんから御意見・御質問等ありましたら、山崎委員お願いします。

山崎委員：河北新報の山崎です。お疲れ様です。ちょっと文章の読み取りが悪かったのかもしれないかもしれません。教えてください。ページ5の4の（3）にある「中山間地において、統合等を実践するのは可能ではないものの」というのは、可能を否定している「不可能ではないものの」ということなんでしょうか。

氏家班長：意見の方でも説明させていただいたんですけども、中山間地域において統合を進める中で、各組織の方では「距離が離れている」「支援の体制の中身が違う」といった状況の中で、なかなか統合は難しいという意見がございまして、統合を進めることは難しいけれども、研修会の開催や関係機関による説明を行うなど、体制づくりから進めていきたいと思っております。

伊藤委員長：5ページの統合は、（1）の黒ポツの3番目の矢印の後に「第6期対策では協

定の統合（広域化）」とあって、その統合を意味しているんですね。これについては、昨年の夏から秋にかけて、国の委員会でこの広域化について委員の大半はかなり懐疑的なのですが、農水省の担当課から当然のように「やるんだよ」と言われて、委員会がかなりヒートアップしたと聞いています。そういう経緯から、第6期対策とか令和7年度についても、国は「やりますよ」と言うので、「宮城県さんどうですか？」と話が下りてきた時に、今回の（3）の「本県の第6期対策の中では、国のいう統合等実践しない」ということは言えないと。でも実践するのは可能ではないものの、「可能な限り体制づくりの強化を促す」という表現を担当課としては何とか示したと私は理解したのですが、いかがですか。

小野寺課長：私たちは多面の場合は、広域化という言い方をしているんですが、どちらかというところ中山間直払をやっている所って、隣合ってるというよりも山あいの離れた所で、その離れた所を統合と農水はそういう言い方をしていると理解しています。この統合というところからすれば「あんた達、人居なくて実際困っているんでしょ？」「やれないって何言っているの？」みたいな話を私たちも怒られちゃいますので、そのネットワークの中にも色々パターンがありまして、例えば本当に一緒になるパターンもありますし、さっき多面でも言った事務を一緒にして、活動は各々やってもらいましょうみたいなパターンなど色々あるので、私たちとしては継続してもらえるのが良いと思っていますので、そういった取組の理解醸成というか「困っているんだから何かやっていかなきゃならないよね？」みたいな話を浸透させていきたいと思っています。

山崎委員：統合とかの話はとりあえず置いておいて、「実践するのは可能ではないものの」がストーンと理解できなくて、実践するのは「可能なんですか？」「不可能なんですか？」「簡単なんですか？」「難しいんですか？」ということ的前提として、「可能なところから取り組んでいきますよ」ということですよ。だから「可能ではないものの」というのは、要するに「やろうと思えば出来るんだけれども」という意味で「可能ではない」と使っているとすると、日本語としてしっかりこないと思いました。要するに「不可能ではないんだけれども可能なところからやっていきましょう」「ハードルはあるんだけれどもやっていきましょう」という意味で使っているのかなと理解しました。

要するに後ろの方で言いたいところは、「可能な所からやっていきますよ」というところで、大前提として「そういう理想は分かっていますよ」ということを言いたいんですよ。ですので、「実践するのは可能ではないものの」が日本語として分かりにくいかなという個人的な感想でした。

伊藤委員長：ありがとうございます。例えば、文言的に「中山間地域において、統合等の実践を検討しながら研修会の開催や検討は行う」という表現にすると誤解を招かないかもしれないということですよ。検討してみてください。

他いかがでしょうか。では江畑委員お願いします。

江畑副委員長：公社の江畑です。5ページですけど、(2)の「13市町へのヒアリングから」で、1番下に「農村RMOについては」ということで「地域からの要望がない、取組を検討する集落はほぼない」ということですが、市町村に聞いているのでこういう回答だと思います。この13市町には川崎町とか加美町も入っているかと思うのですが、前の説明の時に川崎町や加美町から「農村RMOに関心があるのでやりたい」と手が挙がってきたという話もあったので、集落や地域からの要望が無いのは、そのとおりのかもしれないんですが、市町の中には進めたいと思っているところがあるという状況は記しても良いのかなと思いましたが、いかがでしょうか。これではとっかかりも何も無いように感じますが、関心を示している町は実際にあるので、その部分を書いておいた方が良いと思いました。

伊藤委員長：事務局お願いします。

氏家班長：市町村全ての意見ではなく、いくつかの市町村から出た意見としてお書きしてまして、川崎町や加美町は既に農村RMOを実践しているので、実践していない市町村の意見の一つとして、こういう意見がございましたという形で記載しております。実際全ての市町村がこういう意見なわけではなくて、白石市からは農村RMOを検討しているという御意見もございまして、下の参考に書いてある研修を白石市中心に丸森町にも参加していただいたりして実施していますので、こういった意見もありましたという内容になってございます。

小野寺課長：正確にお話しますと、農村RMOのモデル形成支援に取り組んでいるのは、加美町の鹿原と川崎町の支倉というところが実際にやっています。その両方とも中山間直払のエリアでは実はないんです。どちらかというところと平地の部分です。ですので、国が何を考えているかといいますと、農村RMOって結局自分達で活動するには、何か「なりわい」を創出していかないと運営が厳しいころがあって、中山間直払の交付金を活用しながら運営すると思っているようなところはあるんですけども、ビジネスというかお金を生み出す事業を考えるのは、なかなか難しいところがございます。「中山間直払に取り組んでいる全部ではない」というのは言ったとおりのんですが、たぶん市町村は中山間直払に取り組んでいるところでは難しいかなと思っているということだと思います。

あと、農村RMOの形成に今取り組んでいるところは、確かに地域は地域で取り組んでいるんですけど、県も伴走支援はしていますが、ある程度市町なりが寄り添ってあげないと難しいと考えているところもございまして、今言った2地区は何とか形にしていきたいと思っております。

伊藤委員長：よろしいですか。他はいかがでしょう。あとこちらについても最後に一括して質問をもう1度受け付けたいと思いますので、それでは先へ進めさせていただきます。

続いて議事の「(3)みやぎの地域資源保全活用支援事業」について、こちらについて事務局から説明をお願いします。

井上技術主幹：それでは御説明をさせていただきます。資料は右肩の方に資料3と書いてあるものを御覧ください。

表紙捲っていただきまして1ページ目になります。この事業の財源は基金となっております。平成5年から9年まで造成しました660,000千円を原資に事業を展開しております。基金の拠出割合は国が1/3、県が2/3を積み立てている状況です。令和6年度末の基金の残高が651,066千円となっておりますが、この基金を地方債等の有価証券で運用しておりまして、これまではその運用益で事業を進めてきましたが、現在は利率が下がっておりまして、運用益での事業実施ができないために、基金を取り崩して事業を展開しております。令和6年度の基金取崩額は5,700千円を見込んでおります。

次に主な取組といたしまして、①にふるさと水と土指導員保全隊に対する補助ということで、県内10の保全隊の保全活動に対し支援を行っております。

②としましては、みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催でございます。農業農村の魅力を広く紹介するために、フォトコンテストを開催しております。こちらは審査会を2月14日、来週金曜日に行う予定としております。また、新たな取組としまして、既存のカメラ部門に加えてインスタグラム部門を創設しまして、若年層からの応募促進を図るとともに、審査員を県内三つの高等学校の写真部の生徒さんに就任していただいております。若い世代の視点から見える農村の魅力を若い人たちに向けて発信していきたいと考えております。

2ページ目を御覧ください。③に研修会の開催ということで、東京で開催されました全国研修会の参加に加えまして、みやぎの地域資源保全活用支援事業研修会として研修会を開催しました。コロナ禍を経てこの事業単独での開催は久しぶりの開催となりましたが、指導員さん達からの取組の発表や意見交換では、この活動への思いなど改めてお話しいただきまして、地域の活動を考える貴重な機会となりました。今後もこのような場を継続して持てるよう進めていきたいと考えております。

④に地域住民活動の人材育成ということで、宮城県農業大学校や県内の農業関係の高等学校等との連携によりまして、農業や地域住民活動に関わる人材の育成に取り組んでおります。

それでは、3ページは1度飛ばしていただきまして、4ページを御覧ください。こちらには、宮城県農業大学校の取組の方を記載しております。宮城県の農業の将来を担う人材としまして、世界農業遺産大崎耕土の伝統的水管理システムがもたらす多面的機能や農村環境の保全について理解を深めるための事業を実施しております。宮城大学の郷古教授の講義や、関連する土地改良施設の見学、また大崎市の世界農業遺産担当者からの講義や生き物調査などに取り組んでおります。

続きまして5ページを御覧ください。県内の五つの高等学校におきまして、人材育成の取組を実施しております。まず伊具高等学校では、丸森町の大張沢尻棚田における保全活動。小牛田農林高等学校では、大崎市と連携した世界農業遺産大崎耕土の関連施設見学等を実施。南郷高等学校では、より広く一般の方にも知ってもらう取組としまして、世界農業遺産大崎耕土を学ぶバスツアーの企画とツアーを実施。古川黎明高等学校では、世界農

業遺産大崎耕土でのフィールドワークや、この取組を発表するための高校課題研究会への参加。宮城県農業高等学校では、県の主要農産物である大豆に着目しまして、地域の小学校と連携して大豆の栽培や加工を通じた地域の食文化を知る取組を行っております。

資料3ページに戻っていただきまして、こちら3ページの方は、令和7年度の計画となります。基本的には令和6年度と同じ計画としておりますが、引き続き人材育成や指導員保全隊活動への支援など、地域の貴重な資源を保全活用して次の世代へ繋いでいけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

伊藤委員長：ありがとうございます。ただ今の説明について皆さんの方から御意見・御質問ありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。庄子委員をお願いします。

庄子委員：御説明ありがとうございました。1ページの農美里フォトコンテストについて伺います。今年で第12回を迎え、高校生も審査員として参加するなど、多くの方を巻き込みながら開催されていると感じました。そこでお聞きしたいのは、応募写真の著作権や二次利用の扱いについてです。せっかくの素敵な写真が集まっているので、例えば応募時に二次利用を承諾していただく形を取れば、自治体のポスターや広報素材として活用することも可能なのではないかと思います。その点について、御見解をお聞かせください。

伊藤委員長：事務局、お願いします。

米竹主事：本事業担当の米竹と申します。ただ今御質問いただいた二次利用についてなんですけれども、写真の権利については、基本的に「県に帰属する」ということにさせていただいています。今おっしゃっていただいた市町村とか他の自治体については、特段現時点では周知はかけていないので、昨年度から今までの写真をフォルダに保存して、県庁内の各課は自由に利用できるよう整備したんですが、その他の自治体に関してはまだ整備がいないというのが現状です。

庄子委員：せっかくですので、可能であれば御検討いただきたいと思います。また、動画の活用についてはお考えではないでしょうか。インスタグラムも非常に良いツールですが、近年の若い世代はショートムービーのようなコンテンツを好む傾向があります。そうした媒体の活用についても、併せて御検討いただければ幸いです。

米竹主事：ありがとうございます。

伊藤委員長：では、小野寺課長をお願いします。

小野寺課長：市町村にも使ってほしいとっていて、ライブラリーに載せたいと思ったんですが、載せるためには、市町村の許可も欲しいといった、使ってもらうための準備をするのに、ちょっとハードルがあるんです。

伊藤委員長：県のフォトコンテストに応募した人には、県で使う時には県の所有になりますと言っているけど、本人に利用許諾をきちんと取って、直接その人に依頼して「使わせてください」と言って利用できるようすると良いかもしれないですね。使い勝手をよくしてほしいという話ですよ。

庄子委員：はい。

小野寺課長：おっしゃるとおりなんですけど、市町村にも使ってもらおうとすると、ちょっと色々手続きしていかなくちゃならないということです。

伊藤委員長：何の手続きですか。もう少しそこは別なルートで利用可能かどうかを合わせて検討してみてください。他いかがでしょうか。石垣委員お願いします。

石垣委員：御説明ありがとうございました。私は1ページ目のふるさと水と土指導員保全隊に関してなんですけれども、県内でどれぐらいの方がいらっしゃるのか、すみません勉強不足で、どういう活動をされているのかを簡単に教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

米竹主事：現時点で22名の指導員さんがいらっしゃいます。活動としては様々取り組まれているんですけれども、先ほど説明があったとおり、基本的に当課から補助金という形で保全隊にお出ししていて、その保全隊に指導員さんを1名置くこととさせていただいております。実際にどういった活動がされているかという、農道の草刈りや整備活動であったり、草刈り以外にも地域住民活動として地域イベントの開催などを実施されています。

石垣委員：ありがとうございました。

伊藤委員長：今日欠席していますが、専門委員の上野孝作さんはその活動を長らくやっていますので、本人がいればよりリアルに教えてもらえるかと思います。

小野寺課長：例えば、上野専門委員の所に行った時にホタルの話をしていたり、やっぱり維持管理ということで、川って凄いやからずっと大きくなっていくんですけど、上野専門委員がいる所はそのほぼ源流の所にあるので、そういった所にある素掘りのトンネルなどを保全していて、自分達でするのにもありますが、そういったことを皆さんに知ってもらったり、上野専門委員の所では南郷高校と一緒に活動していたり、取組を広く周知したり、そ

ういったものを指導員さんが中心になってやってもらっています。ただ、ここも高齢化してきて、指導員の位置づけはされているけど活動ができなくなっていたり、小学校の廃校があって、今まで小学校とくっついて活動していたけど活動できなくなったりとか、こういったところにも少子化の影響が出てきております。

伊藤委員長： よろしいでしょうか。小野寺課長が言った指導員とか保全隊の抱える課題、こうすると解決できるかもしれないというアイデアがあれば、是非事務局に伝えていただければと思います。何もしなくとも皆さん1年ずつ年を重ねていきます。大変だけれども取り組んでいる活動には凄く大切な意義があって、「是非誰かにやってほしい」という思いはみんな持っているながら、いつの間にか「もう無理ですよ」という現実におち当たる。そうならないように指導員や保全隊を「やっていて面白いよ」ということを共有するだけではなくて、それこそさっきのY o u T u b e でも良いのですが、その中に自分の地域で「こういうやつが美味しいよ」「特産品でなかなか隠れたお宝ですよ」といった発信の仕方から、自分達でも活動費の一部を捻出していけるような取組が出来ていくと良いなと思っていて、年齢はまったく関係ないし、別に色々なハンディキャップを抱えている人だって良いわけです。是非「こんなことやったら良いんじゃないか」というアイデアがありましたら、皆さんからも事務局に出していただければと思います。

他はいかがでしょうか。それでは、(3)の「みやぎの地域資源保全活用支援事業」についてもここで締めて、多面的機能支払、中山間直払、みやぎの地域資源保全、この三つ全部について「聞き忘れた」「発言し忘れた」といったことや、全体の感想でも結構ですのでいかがでしょうか。伊藤恵子委員とか今日の話でどうですか。

伊藤委員： 勉強不足であれなんですけども、先ほどの指導員は22名いらっしゃるということですが、どのように募集しているんですか。

米竹主事： 担当の米竹です。大々的な募集は現時点ではできていません。ただ、指導員になる要件といたしまして、先ほど申し上げたとおり、全国研修会への参加と県が開催する研修会への参加を要件としておりまして、その研修会を周知したタイミングで「興味がある方いらっしゃいますか？」ということを各市町村や土地改良区の方に「適切な人材がいらっしゃったら是非お声掛けください」とお願いしております。

また、最近力を入れております教育機関との連携事業ということで、我々は教育機関を回ったりするんですけれども、周知というか募集とはちょっと逸れてしまうんですが、昨年実は指導員さんが1名増えまして、その方が南郷高校の元校長先生だったんです。その教育機関との連携事業で、たまたま校長先生と我々で意見交換をさせていただく機会がありまして、御自身も鳴子で活動されていまして、上野専門委員ともお知り合いなんですけれども、たまたま校長先生が退職なさるタイミングで、この指導員についてお伝えしたところ、「是非」ということで御就任いただきました。どうしても効果的な募集はしていないんですけれども、できるところからお声掛けしているという状況です。

伊藤委員：ありがとうございます。

小野寺課長：この基金は、平成の始まり頃から造成が始まっていて、今では地方創生事業といった市町が自由に使えるお金はいっぱいあります。ただ、平成の始まりの頃は案外自由に取り組めるものではなくて、この基金を積み立てしてその果実で運用しようという発想でやっています。ただ、農水省のどちらかといったら土地改良とかその農村振興局の方で造成を始めたものなので、どうしてもその用途が土地改良施設、農業水利施設などの保全がメインになっているので、なかなか使いづらいなというところが正直あります。でも、取り組む内容の方向が違わなければ、指導員さんにどういう方がなっても構いませんし、そうできれば良いなと思っていて、我々も少し反省しているところが今もあります。地方創生の事業は色々あるものの、減っていく一方なので、ちょっと来年から改めて事務所や市町に周知しながら、さっきの動画配信とかそういったことにも、色々取り組んでみたいなと思っているところでございます。

伊藤委員長：よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。江畑委員お願いします。

江畑委員：多面的機能支払にしろ、中山間直支にしろ、共通事項としては農家が高齢化してきて、どんどん数が減ってきている中で、どうやって持続させるかということになると、地域の方で後継者を確保できれば良いんですけど、そうでなければ集落外から人を呼んでくるとか、そういったことが必要になってきます。そういった観点からすると、このみやぎの地域資源保全活用支援事業のような地元の高校や、そういった方々に地域のことや地元のことを見たり聞いたり体験させるというのが非常に重要だと思っています。前の視察の時もそうでしたけど、南郷高校から色々協力もらって非常に助かっているという話もあるので、そういったことは地元も助かるし、そういった経験ができる学生さんとか高校生さんもやっぱり、直ぐに効果があるかどうかは別なんですけど、後々関係人口や交流人口になるかわかりませんが、非常に重要ではないかなと思います。そういったことでサポーターになってもらう裾野を広げるという意味で、このみやぎの地域資源保全活用支援事業は非常に重要な部分があると思うので、色々強化して箇所を増やすとか対象を増やすとか、あるいは大学まで拡大するとか、そんな取組もしてもらおうと非常に良いのではないかなと思います。

伊藤委員長：ありがとうございます。他どなたかがいかがでしょうか。庄子委員お願いします。

庄子委員：持続性の問題は非常に難しいと感じながらお話を伺っていました。街づくりにおいても同様ですが、とにかく参加のハードルを下げるのが重要だと思います。例えば、役員のなり手不足についても、「役員は1人」と固定してしまうと責任が重くなり、引き受けづらくなるかもしれません。しかし、一つの役職を2人や3人で分担するようなワークシェアの形にすれば、参加しやすくなり、徐々に引き継いでいくことが可能になるので

はないかと考えました。また、農家の方が減少している現状を踏まえると、非農家の方の力をうまく活用できれば良いのではないかと思います。現在、役員は農家の方が務めることになっているかもしれませんが、例えば一つの役職に2名や3名の体制を導入すれば、非農家の方も参加しやすくなり、ひいては農業に関心を持ち、農家になる方が出てくる可能性もあるかもしれません。こうした多角的なアプローチが、持続可能な仕組みづくりの一助になるのではないかと考えました。

伊藤委員長： 貴重な御意見ありがとうございます。他いかがでしょうか。今の庄子委員と江畑委員から出た意見に関連してですが、先日さきほど話をしたえーひだカンパニーの代表らと意見交換をさせていただきました。私自身あの取組で凄いというか面白いな、何で上手くいったのかなという要素の一つとして、地域の住民にアンケートをする時に子供も含めてアンケートを取り、その後で実施するワークショップは、世代毎に子供なら子供だけのワークショップ、高齢者は高齢者だけのワークショップをやっていることがあると考えています。そういう中で、それぞれの世代が地域をどう見ているか、その地域の課題が何かを明確にして、それを解決するために何を為すべきかという話に進んでいきます。みやぎの地域資源保全活用支援事業でも高校や色んな教育関係と連携しているという話がありましたが、えーひだカンパニーが何でそういう世代別や子供だけのワークショップで上手くいったのかというと、その時の校長先生がそういう考えにとっても理解を示して積極的に動いてくれたということらしいです。よく担い手不足が農業農村のキーワードとして出てきて、10年後20年後という話をするのですが、10年後活躍してほしい20代は現在中学生です。20年後地域で活躍してほしい人は幼稚園生か小学生の世代です。その人達が20、30歳になってから「頑張ってるね」という話ではなく、えーひだカンパニーの取組も、小学生や中学生といった低学年の頃から色んなことで地域に巻き込んで、言葉は悪いですが「えーひだ」の魅力を刷り込んでいく。そして、小さい頃から地域課題の解決に向けた取組に参加してもらって、自分の地域をもっと良くしようと意識してもらおう取組を10年続けているとのことでした。

みやぎの地域資源保全活用支援事業も高校生だけではなく、より低学年を巻き込むような使い方が出来るはずですので、そんな仕掛けを今後考えてほしいと思います。大学や高校の先生達が必要であれば協力してもらえるように考えていけば良いと思います。街づくりであれば庄子先生の専門ですので、そういった方々の知見も一緒に上手く活用していくと、今までとは違った保全隊の活動が出来てくるのではないかなと思いますので、是非検討していただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。皆さんから何か御意見はありますでしょうか。では予定していた終了時間までには少し余裕があるのですが、本日は皆さんから貴重が御意見をいただいて、非常に参考になる貴重な時間だったと思います。皆さんからいただいた意見・助言等を是非今後の宮城の農村振興に役立てるように事務局で御検討いただければと思います。

それでは、委員の皆様、議事内容の検討と円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。後ほど今日の議事録の確認があるかと思いますので、「ちょっと言い

過ぎたな」とか、「こんなことを言ったはずではなかった」と思うところがあれば修正していただいて、それが、Webサイトに公開されて、広く皆さんに「こういった考えがこの委員会では検討されています」ということを認識してもらえればと思います。

貴重な時間ありがとうございました。これで議長の座を降ろさせていただいて、全進行を事務局にお返しします。

司会：伊藤委員長はじめ委員の皆様、ありがとうございました。本日の御意見・御助言等を踏まえ、今後の農村振興施策の推進に役立てていきたいと思えます。

なお、冒頭にもお話ししましたし、今委員長からもお話しありましたが、本日の委員会の議事録は公開となります。後日、事務局で作成した議事録案をメールまたはファクシミリでお送りしますので、お手数ですが、皆様には内容の御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、次第の「4その他」なんですけれども、事務局からは特にはないのですが、委員の皆様から何かございますか。

なければ、最後に閉会にあたりまして、農山漁村なりわい課課長の小野寺より挨拶を申し上げます。

小野寺課長：今日はお忙しい中、そして足元の悪い中どうもありがとうございました。今まで色々意見をいただきました。我々も色々なことをやりたいと思っているんですけど、目の前に迫ってくることにどうしても取られてしまいます。おっしゃられることは「正にそうだよな」と思いますので、改めて肩肘力を抜いて何をしていかなければならないのか、考えたいと思えます。

冒頭、開会の挨拶の中で、副部長の千葉から「みやぎ食と農の県民条例」を実現するため策定しました「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」におきまして、農村に関する将来像や目標の実現に向けて、「ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築」という方針があるのでございますが、その部分って我が課に集中しているところもございまして、ここも頑張っ取り組んでいきたいなというふうに思えます。

本日皆様から評価・検討いただいた内容を踏まえまして、各事業を推進しながら本県の農村振興につきまして職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

司会：以上をもちまして、令和6年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でございました。